

## 安全協定第10条で規定する異常事象

### ●島根原子力発電所2号機 中央制御室空調換気系ダクト腐食について

12月8日、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力82万キロワット）において、中央制御室空調換気系のダクトの点検を行っていたところ、当該ダクトに腐食孔（横約100cm、縦約30cm）が生じていることを確認。

中国電力は、当該系統は実用炉規則<sup>\*</sup>での安全上重要な設備に該当し、この系統に要求される必要な機能（隔離機能）を満足していないと判断。

なお、島根原子力発電所2号機は、平成24年1月27日から定期検査中のため、現在、原子炉は停止中（全燃料取出中）であり、本事象が発電所の安全性に影響を与えるものではなく、また、本事象による周辺環境への放射能の影響はない。

(中国電力(株)公表済)

12月16日、本事象について、その時点で確認された事実関係や類似箇所点検、今後の対応等を取りまとめ、実用炉規則に基づき、原子力規制委員会へ報告。

今後、中国電力は、引き続き類似箇所点検を行うとともに、当該ダクトが腐食した原因の調査を進め、再発防止対策を講じ、原因調査結果や再発防止対策等について、原子力規制委員会へ報告予定。

(中国電力(株)公表済)

※実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

### 《県の対応》

12月8日20時50分、島根原子力発電所構内において、松江市と合同で立入調査（8日時点では安全協定第10条該当事象か不明確であったため「現場確認」と呼称）を実施

#### ①腐食状況等の確認

- ・中国電力(株)職員から、発見の経緯、対応状況等の説明を聴取。
- ・腐食孔が発見された現場の状況を確認。

#### ②環境等への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認。
- ・中央制御室エリア放射線モニタ、換気系モニタを確認し、平常の値であり、中央制御室の環境に影響がないことを確認。

#### ③県の対応

- ・当該ダクトの状態の詳細な確認及び原因の究明を口頭で要請。